

令和3年9月1日

債権者 各位

ユーロテックジャパン株式会社
代表取締役 古家 恒昌

民事再生手続開始の申立てについて

謹啓 時下益々ご清栄の段お慶び申し上げます。

債権者の皆様におかれましては、平素より格別のご厚情とご指導を賜り厚く御礼申し上げます。

突然のことで誠に恐縮ではございますが、ユーロテックジャパン株式会社（以下「弊社」といいます。）は、令和3年8月31日、大阪地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行い、裁判所より、監督命令及び弁済禁止の保全処分命令の発令を受けました。監督委員には、大阪弁護士会所属の上田純弁護士（久保井総合法律事務所）が選任されております。

債権者の皆様にはこれまでご支援を頂戴してきたにもかかわらず、このような形で多大なご迷惑をお掛けすることとなり、心よりお詫び申し上げます。

本来であれば、債権者説明会を開催し、今回の民事再生手続の申立てに至った経緯並びに民事再生手続の概要及び今後の方針に関するご説明等をさせていただくこととなりますが、昨今の新型コロナウイルスの感染症拡大の状況に鑑み、債権者説明会の開催は断念いたしました。

そこで、債権者説明会に代わるものとして、以下のウェブサイトにおいて、民事再生手続の概要等に関する資料をご提供させていただくとともに、よくあるご質問とその回答を掲載させていただいておりますので、別途債権者の皆さまにご郵送又は FAX にてお送りさせていただいております案内文書に記載しております、ログイン ID 及びパスワードを用いてログインいただき、ご確認いただけますと幸いです。このほか、債権者の皆様にご開示すべき資料等は、順次、当該ウェブサイトへアップしてまいりますので、今後ともご確認くださいませようよろしくお願い申し上げます。

（債権者説明会に代わる情報提供用ウェブサイト URL）

<https://dococab.tayoreru.com/> （注：大塚商会の「どこでもキャビネット」です）

なお、当該リンク先にアップロードされている資料は、皆様にてダウンロードしていただかないとご覧いただけませんので、ご注意ください。

本ウェブサイトは、債権者の皆様専用のページとなっておりますので、債権者以外の方への URL 及びパスワードの開示等はお控えくださいますようお願いいたします。

また、上記のとおり、本ウェブサイトは債権者説明会に代わるものとしてご用意させていただいておりますので、ウェブサイトの内容（皆様からお寄せいただいたお問合せ、ご質問とその回答を含みます。）については、裁判所及び監督委員に報告することとなりますので、予めご了承ください。

債権者の皆様にはご不便をお掛けいたしますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

謹白